

## 沖縄県後期高齢者医療広域連合非常勤職員身分の取扱に関する規則

〔平成20年5月23日〕  
規則第2号

改正平成20年9月1日規則第4号  
改正平成22年3月31日規則第1号  
改正平成22年6月1日規則第2号  
改正平成22年10月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償等に関する条例(平成19年条例第7号。以下「条例」という。)及び、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成19年条例第12号)第18条に基づき、諸業務を迅速かつ円滑に処理するため、非常勤職を設置し、その勤務条件その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 沖縄県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)が必要と認める課に非常勤職員を置くことができる。

(身分)

第3条 この規則において非常勤職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の職にある職員とする。

2 非常勤職員は、広域連合長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 非常勤職員の委嘱期間は、発令の日の属する会計年度の範囲内で定め、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、総務課長と主管課長との協議の上、4回まで更新することができるものとする。

(必要書類)

第5条 主管課長は非常勤職員を任用する必要があるときは、事務局長に対し非常勤職員任用申請書(様式第2号)に次の書類を添えて申請するものとする。ただし、継続任用その他事務局長が承認した場合はこれらの書類の全部又は一部を添付しないことができる。

(1) 履歴書

(2) 免許証、資格証明書、卒業証明書等の資格に関する証明書

(3) 健康診断書

(4) 任用承諾書(様式第1号)

(5) その他広域連合長が必要と認める書類

2 非常勤職員は、履歴事項に異動があったときは、その都度、事務局長に届け出なければならない。

(文書の交付)

第6条 非常勤職員の任用に際し、任用しようとする者に対し、あらかじめ次の事項を記載した勤務条件通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(1) 任用の期間に関する事。

(2) 勤務する場所及び従事する業務に関する事。

(3) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日並びに休暇に関する事。

(4) 報酬に関する事。

(5) 離職する場合の手續に関する事。

(報酬等)

第7条 非常勤職員の報酬の額は、条例の定めるところによる。ただし、通勤距離が片道10キロメートル以上については別表の額を加える。

(勤務日、勤務時間、休憩時間等)

第8条 非常勤職員の勤務日及び勤務日数は、総務課長と協議のうえ事務局長が定める。

2 勤務時間は、午前9時から午後4時の間における6時間とする。この場合において、午後零時から午後1時を休憩時間とする。

3 事務局長は、特に必要があるときは、勤務日又は勤務時間を変更することができる。この場合において、変更の対象となる非常勤職員には、あらかじめ明示しなければならない。

(欠勤等における報酬額)

第9条 非常勤職員が、正規の勤務時間に勤務しなかったときは、次条及び第11条に規定する場合を除き報酬を支給しない。

2 報酬の減額は次の方法により算定するものとする。なお、減額する報酬額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

報酬月額－((報酬月額×12月)／(1週間当たりの勤務時間数×52週))×減額すべき時間数＝当該給与期間における報酬支給額

(年次有給休暇)

第10条 1週間の勤務日が5日以上である非常勤職員、1週間の勤務日が4日以下である非常勤職員で1週間の勤務時間が30時間であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1会計年度の勤務日が217日以上であるもの(以下「週5日以上勤務職員等」という。)に対し付与される年次有給休暇(以下「年休」という。)は、任用(継続任用は除く。)された会計年度中の任用期間が6月を超える場合は10労働日とし、6月以下の場合は次の表に定めるとおりとする。

任用期間	1月以下	1月を超え2月以下	2月を超え4月以下	4月を超え6月以下
年休日数	なし	1労働日	3労働日	5労働日

2 前項に規定する任用期間が6月を超える週5日以上勤務職員等が1会計年度を超えて継続勤務する場合は、その者に対し、10労働日に1会計年度を超える継続勤務年数1年につき次の表に定める労働日を加算した日数の年休を付与する。ただし、各会計年度の任用期間が10月未満の者はこの限りでない。

継続勤務年数	1会計年度	2会計年度	3会計年度	4会計年度
年休日数	1労働日	2労働日	4労働日	6労働日

3 1週間の勤務日が4日以下である非常勤職員(1週間の勤務時間が30時間である非常勤職員を除く。)及び1年間の勤務日が48日以上216日以下である非常勤職員の年休の要件及び日数については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 任用(次号の場合は除く。)された会計年度中の任用期間に応じ、次の表に定める年休日数を与える。

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	任用期間				
		1月以下	1月を超え2月以下	2月を超え4月以下	4月を超え6月以下	6月を超え12月以下
4日	169日～216日	なし	1労働日	2労働日	3労働日	7労働日
3日	121日～168日	なし	1労働日	2労働日	3労働日	5労働日
2日	73日～120日	なし	なし	1労働日	2労働日	3労働日
1日	48日～72日	なし	なし	なし	1労働日	2労働日

(2) 継続して任用された場合でそれぞれの会計年度の任用期間が10月を超える場合はその者に対し1会計年度を超えるごとに次の表に定める年休日数を与える。

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続勤務年数			
		1会計年度	2会計年度	3会計年度	4会計年度
4日	169日～216日	8労働日	9労働日	10労働日	12労働日
3日	121日～168日	6労働日	6労働日	7労働日	9労働日
2日	73日～120日	4労働日	4労働日	5労働日	6労働日
1日	48日～72日	2労働日	2労働日	2労働日	3労働日

4 継続採用された非常勤職員が前年度に行使しなかった年休日数を有するときは、翌会計年度に限り繰り越す事ができる。

(特別有給休暇)

第11条 非常勤職員が、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成19年規則第5号)別表第3第1号から第3号、第13号、第14号、第17号及び第19号から第23号に該当する場合は、特別休暇(有給扱い。)を与えることができる。

(服務)

第12条 非常勤職員は、誠実に、かつ、全力をあげて職務を遂行しなければならない。

2 非常勤職員は、その職務の遂行に当たっては、この規則及びこの規則に基づく定めに従い、かつ、主管課長及び職員の職務上の命令に従わなければならない。

3 非常勤職員の休暇その他の服務上のすべての申請については、一般職員の例による。

4 非常勤職員は、沖縄県後期高齢者医療広域連合の信用を傷つけ、又は沖縄県後期高齢者医療広域連合全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

5 非常勤職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第13条 非常勤職員は、その職務において非常事態が発生したとき、又は緊急処理する必要があると認めるときは、直ちに主管課長等に連絡しなければならない。

2 非常勤職員は、必要に応じて業務の進捗状況を主管課長等に報告しなければならない。

(公務災害等の補償)

第14条 非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び沖縄県市町村総合事務組合の非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和63年沖縄県市町村総合事務組合条例第3号)の定めるところによる。

(社会保険料)

第15条 非常勤職員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(解嘱)

第16条 広域連合長は、非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期の中途であっても解嘱することができる。

(1) 刑事事件等の非行があった場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合

(4) 勤務実績が良くない場合

2 前項第3号及び第4号までのいずれかに該当して解嘱する場合は、主管課長は解嘱する日の30日前までに非常勤職員に対し、解嘱の通知をしなければならない。

3 主管課長は、非常勤職員の任期が終了するときは、あらかじめ事務局長に届け出なければならない。

(離職)

第17条 職員は、その意により離職しようとするときは、特別の事情がある場合を除き、離職しようとする日の60日前までに離職願(様式第4号)を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第18条 非常勤職員は、故意又は過失により広域連合に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則第10条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

距離区分（片道）	月額（円）
10キロメートル以上15キロメートル未満	2,400
15キロメートル以上20キロメートル未満	4,800
20キロメートル以上25キロメートル未満	7,200
25キロメートル以上30キロメートル未満	9,600
30キロメートル以上35キロメートル未満	12,000
35キロメートル以上40キロメートル未満	14,400
40キロメートル以上45キロメートル未満	16,800
45キロメートル以上50キロメートル未満	17,700
50キロメートル以上55キロメートル未満	18,600
55キロメートル以上60キロメートル未満	19,500
60キロメートル以上	20,400